



～宅建くしろ～

支部情報

令和8年3月30日発行

令和7年度 No.6

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：真野恵司 編集人：尾越史典
釧路支部ホームページ <https://www.takken-kushiro.jp/>

支部会員会議 開催のご案内

第15回支部会員会議を、4月23日(木)にANAクラウンプラザホテル釧路において開催します。開催案内等は郵送事情を考慮し、2回に分けてお送りします。

- ・4月上旬 開催案内、出欠通知(出欠通知を回答期日までに返信ください。)
- ・4月中旬 議案書(出席される方は当日ご持参願います。)



■ 法令等の改正情報について (企画広報情報委員会)

- ・「マンション標準管理者事務委託契約書」、「マンション標準管理委託契約書」、管理業者管理者方式を採用した場合における「マンション標準管理規約(書き換え表)」の策定・改正について

令和7年12月12日・国不動第170号

令和8年4月1日の改正マンション管理法の施行に向けて管理業者が管理組合から管理者事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときの「契約の成立時の書面」の指針として「マンション標準管理者事務委託契約書」の策定、管理業者が管理組合から管理者事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときの「契約の成立時の書面」の指針として「マンション標準管理規約」の改正、合わせて、管理業者管理者方式を採用した場合における「マンション標準管理規約(書き換え表)」の策定が行われました。

- ・国土利用計画法に基づく事後届出制の改正について 令和8年2月26日・不土第99号、国不動指第143号

国土利用計画法では、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は契約締結後2週間以内に、市町村長を経由して都道府県知事または指定都市の長へ、利用目的や取引価格等を届け出ることが義務付けられています。この事後届出制について、政府の「外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(令和8年1月改訂)に基づく土地所有等情報の透明性向上の施策として、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令(令和8年国土交通省令第5号)が本年4月1日より施行されます。これにより、土地に関する権利の取得者(買主等)が法人である場合には、届出の際に法人代表者の国籍等を記載する項目が新たに追加されました。

- ・地方公共団体において電子媒介契約書に宅地建物取引業者の依頼者による電子署名が行われていることを確認する方法について

令和8年3月26日・国不動第569号

宅地建物取引業者が重要事項説明書を作成する際に必要となる固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得については、令和6年8月8日付総務省自治税務局固定資産税課長通知「宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得について」にてご案内しておりますが、電磁的方法により締結された媒介契約書(電子媒介契約書)について、電子署名が適切に行われていることを確認する方法について、国土交通省より改めて周知依頼がありましたのでご案内申し上げます。 ※宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧および評価証明書の取得に関する詳細は、令和6年度法令改正情報をご参照ください。

・宅地建物取引業者による水道管理図の取得について令和8年3月26日・国不動第570号・国水第482号

通常、宅地建物取引業者が宅地または建物の売買・交換の媒介または代理契約を締結した依頼者に係る固定資産課税台帳を閲覧し、または評価証明書の交付を受けるためには、原則として依頼者の委任状が必要とされています。

しかし、委任状に代えて媒介契約書に特約を記載する等の方法により、市町村の確認を受けた場合には、当該依頼者に係る固定資産課税台帳の閲覧または評価証明書の交付を受けることができる取扱いとなっています。

このたび、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得に限らず、宅地建物取引業者が重要事項の説明等のために行う物件調査において必要となる水道管理図の取得についても、同様の対応が可能である旨を国土交通省において確認し、同省より周知依頼がございましたのでご案内申し上げます。

◎ 全宅連ホームページ 「ハトサポ」ログイン > 法令改正情報

■ 支部会員 入・退会・移動情報 (総務財務委員会)

★ 入会 (正会員)

2月27日 釧路(1)575号 (株)とちたて企画
代表取締役 藤井 理恵
専任宅建士 松谷 幸子 (石狩 25534 号)
釧路市鳥取南 5 丁目 11-9
Tel (0154) 65-8938 FAX (0154) 65-8939

3月 4日 釧路(1)576号 (同)シルフィ
代表社員 菅原 亮
専任宅建士 阿部 直斗 (釧路 1077 号)
釧路郡釧路町東陽西 1 丁目 9-12
Tel (070) 3516-1083 FAX (0154) 68-4151

★ 退会 (正会員)

2月25日 釧路(2)536号 栄興不動産(株)
代表取締役 干場 博直
専任宅建士 干場 博直 (釧路 188 号)
釧路市浪花町 12 丁目 1-16
Tel (0154) 65-1212 FAX (0154) 65-1223

3月 3日 釧路(11)328号 (有)いわた
代表取締役 鎌田 浩成
専任宅建士 鎌田 浩成 (釧路 662 号)
釧路郡釧路町桂木 4 丁目 20
Tel (0154) 39-5111 FAX (0154) 39-5112

3月30日 釧路(9)350号 (有)能登谷
代表取締役 能登谷琢磨
専任宅建士 能登谷琢磨 (釧路 250 号)
釧路市愛国東 4 丁目 35-2
Tel (0154) 37-5441 FAX (0154) 37-5441

令和8年3月30日現在 正会員 119名 準会員 28名 計 147名

■ 行事・会議報告 (総務財務委員会)

本 部

2月26日(木)	第4回相談業務・苦情弁済合同委員会	真野支部長 (本部理事)	出席
3月 2日(月)	第3回総務・財務豪同委員会	真野支部長 (本部理事)	出席
3月13日(金)	第6回理事会	真野支部長 (本部理事)	出席
3月19日(木)	第8回広報委員会	鈴木副支部長 (本部委員)	出席
3月26日(木)	第5回相談業務・苦情弁済合同委員会	真野支部長 (本部理事)	出席

支 部

2月19日(木) 釧路宅地建物取引士親交会第38回通常総会 真野支部長 出席
2月24日(火) 第5回入会審査会
3月 2日(月) 第6回入会審査会
3月 9日(月) 第6回運営委員会、懇親会
3月16日(月) 釧路市連合町内会との意見交換会
3月16日(月) 運営委員選考委員会
3月17日(火) 第2回選挙管理委員会

事務局からのお知らせ



釧路市の町内会加入への呼びかけをお願いします

入退去やマイホーム取得が増える時期となりました。会員の皆様にはご多忙のところ誠に恐縮ですが、釧路市が進める町内会加入促進へのご協力をお願い申し上げます。
町内会加入促進用のチラシを配布していただける方は、支部事務局までお知らせください。

釧路市地域安心ネットワーク事業へのご協力をお願いします

釧路市では「釧路市地域安心ネットワーク事業」を通じて、地域住民や各種団体・事業者の皆さまに見守り活動へのご協力をいただき、高齢者や障がいのある方など、生活支援を必要とする住民が地域から孤立することのないよう取り組んでいます。
事業の仕組みや相談窓口については、下記よりご確認いただけます。会員の皆さまにおかれましても、業務の中での見守り活動へのご協力をお願い申し上げます。

◎ 釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>
健康・福祉 > 福祉 > 社会福祉・地域福祉 > 釧路市地域安心ネットワーク事業

宅地建物取引士 座学法定講習会実施日程

宅地建物取引士の法定講習は、自宅等にてインターネットを利用しWeb講習を受講する方式に変更となりました。Web講習が受けられない方には会場集合型の座学講習を予定しております。定員に限りがありますので、お早めに手続きされますようご案内申し上げます。

■ 座学法定講習会の実施日程（DVD鑑賞での講習）

令和8年5月19日(火)	札幌市	定員	34名
6月 2日(火)	旭川市	定員	20名
6月16日(火)	函館市	定員	16名
6月30日(火)	札幌市	定員	34名
7月 7日(火)	帯広市	定員	20名
8月25日(火)	札幌市	定員	34名
9月29日(火)	札幌市	定員	34名
11月10日(火)	札幌市	定員	90名



*更新のお知らせ（有効期限のある宅建士証の交付を受けている方のみ）は、有効期限のおおよそ5ヶ月前に、北海道宅建協会よりハガキの通知が送付されます。

お問合せ先

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会

札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8 じょうてつビル1階
TEL 011-611-3761（受付時間 平日9:00~17:00）

*専任宅建士が、宅建士証の更新手続きを忘れ有効期限が切れた状態ですと、宅建業者は宅地建物取引業法第31条の3の専任宅地建物取引士の設置義務違反となる場合があります。宅建業の免許更新にも影響しますので、必ず有効期限の管理をお願いします。

「原状回復のてびき」について

北海道宅建協会ホームページの上部タブ「住まいに関する情報」ページにて、「原状回復のてびき」（令和8年度版）を公開いたしました。電子ブック及びPDFにて閲覧・印刷が可能となっておりますので、ぜひご活用ください。

なお、今年度より紙媒体での発行を縮小しております。

紙冊子をご希望の方は、部数に限りがございますので、支部事務局までお申し出ください。

◎ 北海道宅建協会ホームページ <https://www.takken.ne.jp/>

全宅連発行リアルパートナー 冊子による発行回数の変更（年2回）について

全宅連発行の不動産総合情報誌「リアルパートナー」は、令和8年度より発行形態が一部変更となります。発行回数は従来どおり年6回ですが、基本はPDFによる発行（ホームページ掲載）となり、冊子（紙）での発行は年2回（7月号・1月号）となります。

なお、バックナンバーはこれまでどおり全宅連ホームページにて閲覧いただけます。

◎ 全宅連ホームページ <https://www.zentaku.or.jp/>（上部タブ）

広報誌「宅建ほっかいどう」の紙媒体での発行取り止めについて

北海道宅建協会の広報誌「宅建ほっかいどう」は、令和7度より紙媒体での発行を取り止め、電子媒体での公開へ移行いたしました。バックナンバーはホームページより閲覧が可能です。

また、メールアドレスをご提供いただいている方には、発行案内メールをお送りします。

紙媒体での広報誌をご希望の方には、北海道宅建協会本部（電話 011-642-4422）までお申し出ください。

◎ 北海道宅建協会ホームページ <https://www.takken.ne.jp/other/public.html/>

変更届の提出について

以下の事項について変更がございましたら、必ず変更届のご提出をお願いします。

書類については、振興局または釧路支部までご相談ください。

変更事項	北海道（振興局）	宅建協会
商号又は名称	○	○
代表者	○	○
役員	○	—
事務所の所在地	○	○
電話・FAX	電話連絡	○
政令使用人	○	○
専任宅建士	○	○

- ・北海道の免許申請書および変更届の申請様式は、昨年より一部変更されております。「国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）」を利用し、電子申請が可能です。
- ・変更が生じた日から30日以内に届出を行ってください。事前の届出はできません。
- ・専任の宅地建物取引士が不足した場合は、2週間以内に補充等の必要な措置を講じる必要があります。

支部事務所の休業のお知らせ

令和8年4月15日（水） 事務局都合

4月30日（木） //

5月1日（金） //

5月27日（水）、5月28日（木） 本部総会

